

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 片倉 章博
同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
市長室 秘書課
- 2 監査実施日
令和3年6月30日
- 3 監査結果の公表日
令和3年7月28日（平塚市監査委員公表第9号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。	(1) 契約事務にあたっては、複数人で確認作業を行うこととし、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努めてまいります。

~~~~~

- 1 監査実施対象課  
市長室 広報課
- 2 監査実施日  
令和3年6月30日
- 3 監査結果の公表日  
令和3年7月28日（平塚市監査委員公表第9号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果                                                                                                                   | 措置の内容                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>財務に関する事務<br/>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、調定期期の誤りがあったほか、契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市財務規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>(1) 収入事務においては、調定期期の認識誤りが原因であり、収入事務の運用について再度確認し、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>契約事務においては、適用条項の確認不足が原因であり、平塚市契約規則における適用条項を再度確認し、適正な事務の執行に努めます。</p> |

~~~~~

- 1 監査実施対象課
公営事業部 事業課
- 2 監査実施日
令和3年6月30日
- 3 監査結果の公表日
令和3年7月28日 (平塚市監査委員公表第9号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務等において、還付に伴う減額調定手続き漏れや、歳出事業誤り及び歳出科目誤りがあったほか、契約事務においては、庁内における契約依頼手続き漏れや賃貸借契約での保証人の保証限度額について、契約書類不備が散見されたので、平塚市財務規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、事務処理件数が多いことは承知しているが、収入事務等に係る指摘が続いており、特に競輪事業を実施する部署でもあることから、財務規程等を着実に履行されるよう併せて指導を徹底されたい。</p>	<p>(1) 減額調定手続き漏れに関しては、今後の対応策として、売店マニュアル及び引継書に還付手続きを行ったときの注意事項を記載し、今後の担当者にも分かるよう引継ぎいたします。</p> <p>歳出科目等の誤りに関しては、原因は執行すべき事業科目を十分に確認せずに執行同等の処理を行っていたことによります。今後の対策として、特に、年度初めや初めて行う業務に関しては、予算書等で執行科目を十分に確認しながら事務処理を行います。</p> <p>賃貸借契約に関しては、令和2年4月1日に施行された改正民法において、個人根保証契約の極度額の定めが必要となったことを受け、今後、適正に対応いたします。</p>

~~~~~

- 1 監査実施対象課  
まちづくり政策部 交通政策課
- 2 監査実施日  
令和3年6月30日
- 3 監査結果の公表日  
令和3年7月28日（平塚市監査委員公表第9号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果                                                                                | 措置の内容                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 財務に関する事務<br>(指摘事項)<br>(1) 契約事務において、随意契約における適用条項誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。 | (1) 随意契約における適用条項等を再度確認し、平塚市契約規則や随意契約ガイドライン等に則した適正な事務の執行に努めます。 |

以上